

○農林水産省、厚生労働省、国土交通省、環境省、令第二号

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第七号）（第三条第三項（同法第四条第三項及び第五条第三項において準用する場合を含む。）並びに特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百六十四号））第十一条第二号及び別表第三の規定に基づき、並びに同法を実施するため、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

- 財務大臣 麻生 太郎
- 厚生労働大臣 田村 憲久
- 農林水産大臣 野上浩太郎
- 経済産業大臣 梶山 弘志
- 国土交通大臣 赤羽 一嘉
- 環境大臣 小泉進次郎

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則（昭和四十六年農林省、厚生省、大蔵省、農林省、通商産業省、運輸省）

令第三号）の一部を次のように改正する。

様式第一中 「届出者」 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

改め、備考3を削る。 様式第二中 「届出者」 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

改め、備考5を削り、備考6を備考5とす。 様式第三中 「届出者」 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

改め、備考3を削る。

様式第三の二中 「届出者」 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

に改め、備考3を削る。 様式第三の三中 「証明者」 氏名住所 「証明者」 氏名住所 「証明者」 氏名住所 「証明者」 氏名住所

備考5を備考4とする。 様式第六中 「氏名」 「氏名」に改め、備考3を削り、備考4を備考3とす。

備考1を備考とする。 附則 「氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」に改め、備考3を削り、備考4を備考3とす。

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。 2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。